

裁判員経験者と法曹三者の意見交換会

日 時 平成29年12月6日（水）午後1時30分から午後3時30分まで

場 所 千葉地方裁判所大会議室（新館10階）

参加者等

司会者 岡 田 健 彦 （千葉地方裁判所刑事第3部判事）
裁判官 佐 藤 恭 子 （千葉地方裁判所刑事第3部判事）
裁判官 澤 大 地 （千葉地方裁判所刑事第3部判事補）
検察官 西 村 圭 一 （千葉地方検察庁検事）
検察官 森 田 秀 人 （千葉地方検察庁検事）
弁護士 金 城 未来彦 （千葉県弁護士会所属）
弁護士 袖 山 一 帆 （千葉県弁護士会所属）

1 番 裁判員経験者

2 番 補充裁判員経験者

3 番 裁判員経験者

4 番 補充裁判員経験者

5 番 裁判員経験者

6 番 補充裁判員経験者

7 番 裁判員経験者

8 番 裁判員経験者

議事要旨

別紙のとおり

(別紙)

【司会者】

裁判員経験者の意見交換会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

刑事3部の岡田と申します。本日は皆様が裁判員裁判を実際に体験されて感じられたことを率直にお聞きできればうれしく思いますので、どうぞよろしく願いします。

最初に自己紹介を佐藤裁判官からお願いします。

【佐藤裁判官】

千葉地方裁判所で裁判官をしております佐藤と申します。岡田裁判長の合議体で右陪席裁判官をしております。

本日は皆様からの貴重な御意見をお伺いしまして、今後の裁判に活かしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

【澤裁判官】

千葉地方裁判所左陪席裁判官の澤と申します。どうぞよろしく願いします。

今日は皆様から忌憚のない御意見を頂いて、今後の裁判の運用に活かしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

【司会者】

今日は検察官、弁護士も御列席ですが、まず、検察官から御挨拶いただきます。

【西村検察官】

検察官の西村と申します。検察官は裁判の中で、一般の方にも分かりやすい立証をするということを心がけております。本日も忌憚のない御意見をいただければと思います。

【森田検察官】

検察官の森田でございます。本日は貴重な意見をお聞かせいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

【司会者】

弁護士も御挨拶ください。よろしく申し上げます。

【金城弁護士】

弁護士の金城と申します。本日は裁判員の御経験のある皆様の御意見を踏まえまして、今後の弁護人の活動、特に被告人の権利保護のための適正な弁護活動ということに活用させていただきたいと思っております。

【袖山弁護士】

弁護士の袖山と申します。本日は裁判員経験者の皆様の御意見を聞いて、今後担当する事件の分かりやすい弁護活動につなげていきたいと思っております。

【司会者】

裁判員制度は平成21年5月21日に導入されましたので、早くも8年以上が経ち、裁判員裁判の数も年々増えていきますので、それだけ経験が積み重ねられましたが、裁判員裁判が導入されたころといろいろ変わってきた面もあると思っております。

本日テーマとして選ばせていただいたのは、裁判員としての裁判に参加する負担というものです。皆様が御経験なさって、実際にこんな負担があったということ、それから、御自分だけではなくて一緒に裁判員をなさった方々がこんな負担を言っていたというのもいいと思っております。

それでは、まず1番の方から、どんな事件を担当したかということをお簡単に教えてくださいましょう。

【1番】

私が担当したのは覚せい剤の密輸事件です。被告人が二人いたため、一人だと普通は三、四日ぐらいで終わるらしいのですが、判決まで7日間ぐらいかかりました。被告人がいずれも日本人の方だったので、特に通訳人は入らずに、覚せい剤を持っているという認識が本人たちにあったかどうかについて争っている事件でした。

【2番】

私が担当した事件は、同じく覚せい剤取締法違反で、被告人が中国人でしたので、

通訳が入りました。

事件の内容としては、いわゆる運び屋という形での役割をしたのが被告人で、基本的に公訴事実を認めていましたので、4日間という比較的短い期間で終わったと思います。

【3番】

被告人が覚せい剤の密売と拳銃と実弾を持っていた事件でしたが、事実は本人が認めていましたので、4日間で裁判が終わりました。

【4番】

被告人が旅行に行つてほしいということで頼まれて、覚せい剤を運んでいることを知らずに覚せい剤を密輸してしまったと主張する事件を担当させていただきました。

当初5日間の予定でしたが、1日休廷になったので実質4日間で終わりました。

【5番】

私が担当したのは、被告人が中国人の方で、やはり覚せい剤の営利目的の密輸事件で、通訳の方がいましたが、通訳の日本語を聞いていても少し分からない部分がありました。事実は本人が認めていまして、量刑を少なくしてもらいたいような主張がされましたが、5日間で裁判が終わりました。

【6番】

私も5番の方と同じ事件を補充裁判員として参加しました。1日休廷がありましたが5日間で終わりました。

【7番】

4件の強盗に関わつた日本人の被告人の裁判で、被告人は1件目は犯行に関与したと認めているのですけれども、残りの3件に関してはたまたま居合わせたと争っている事件でした。日程の方を少し忘れてしまったのですが、9日間ぐらいたつたと思います。

【8番】

私が担当した事件は他者と共謀して他人のスマートフォンを本人になりすまして売却して現金を入手したというものと、もう一つが3人で共謀して偽造通貨を飲食店で3回ぐらい使ったという事件でした。

日本人の被告人でしたが、偽造通貨行使の関係では事件に全く関与していないと一部否認していたので、6日間ぐらいかかりました。

【司会者】

裁判員裁判は一般的に、認めている事件で3日ないし4日、否認事件でも4日、5日ぐらいのものがすごく多いのです。そういう観点からすると、今回お集まりの皆様はその範囲におさまっていない方が結構いらっしゃいます。長い裁判は、日本中を見渡せば何週間もやったり、最近の新聞報道でもありますけれども、何か月もやったりするのがあると聞いております。

私は四、五年、裁判長として裁判員裁判をやっているのですけれども、2週間で少し超えたものがあるぐらいで、そんなにすごく長いのが多いというわけではないです。日程が長ければ長くなるほど裁判員の負担は増えると一般には思われますが、実際に裁判を経験されて、精神的負担の問題でもいいですし物理的負担の問題でもいいので御意見を伺いたいと思います。

【4番】

ちょうど仕事が忙しい時期で大変になるかなというのがあったのですが、事前に仕事の方を調整して、前倒ししてやったりして予定を組めたのでよかったのですが、大体四、五日だったらいいけれども、これが例えば10日とかあったら少し大変だったかなと思います。

【司会者】

結果的には仕事を前倒しにする負担というのがあったと思うのですけれども、他に気持ちの問題とかそういうものもございましたか。

【4番】

周りからいろいろと、殺人事件をやった人の話をちらっと聞いたりしていたので、

どんな事件に当たるかなという不安は少しありました。

今回、覚せい剤の密輸事件をやらせていただいたので、こんなに罪が重くなるのだというのは少し驚きましたが、殺人事件よりは負担はありませんでした。

【司会者】

今日お集まりの方々は、殺人事件とか人が亡くなった事件は一人もいらっしゃらないのですが、普通はどんな事件に当たるかなと不安に思われたり心配したりということはあるでしょうね。

では、5番の方は、負担という点でいかがでしょうか。

【5番】

私は年金暮らしの身ですから負担はあまりありませんでしたが、妻が入院している関係で病院の送り迎えの日程と被るとまずいなと思ったのですけれども、その日程に被らなくて非常に助かりました。

ただ、裁判員になることそのものは今年の11月に、最高裁から裁判員候補者名簿に載りましたという通知が来たときに、相当悩みましたが、経験だからやってみようということで、一応お返事を出しまして、見事に当たりましたので非常にびっくりしています。

【司会者】

事件の心配とかはなさいましたか。

【5番】

裁判員裁判の対象事件が、殺人や強盗致傷とか、そういう凶悪犯罪だという認識だったのですけれども、最高裁からの通知で営利目的の覚せい剤密輸事件も対象となっていることを知って、私が担当した事件もその覚せい剤密輸事件だったのですから、殺人よりは心理的に楽でした。証拠品などでも、こんなのが覚せい剤なのだという認識で見ましたけれども、普通の強盗とか凶悪犯の裁判員になったら、少し大変ではないかなという感じはしました。

【司会者】

ありがとうございます。

では6番の方，5番の方と同じ事件ではありますが，御負担という観点から御発言願います。

【6番】

4月に職場が異動になりまして，3月の段階では職場の人たちは皆さん分かってくれていたのですが，5月から始まる事件にいきなり当たってしまい，仕事を休むという話になって，転勤してきてすぐに何だということで見られました。

ただ，職場の中で裁判員裁判を経験した者がいなかったものですから，裁判が終わった後に，職場の中の研修講師みたいなことをしまして，感謝状とかバッジとかをみんなに見せたりしながら，裁判員に選ばれてこういうことがありましたということをお話しして，参考になりましたということでした。

精神的な負担については，覚せい剤密輸事件ということでしたので，特に心理的な負担はありませんでしたが，覚せい剤そのものというより，その人の生い立ちとかを裁判の中でいろいろお聞きして，犯人の末路というのが私にとってものすごく衝撃的でしたので，犯罪をやってはいけないのだよということをお子孫たちにも教えたいなと思いました。

【司会者】

やはり犯罪の重みというか裁判の重みというのは，例えば手錠姿は皆さんに御覧いただいていないと思うのですが，それでも法廷のああいう場所でやると相当なインパクトがあると思います。

殺人事件だったらどうでしょうか。もっと気持ちの負担が大きかったでしょうか。

【6番】

大きいと思いますが，是非やりたいと思います。

【司会者】

それはそれで，義務として責任を果たしていただけるということですか。ありがとうございます。

負担という観点から、7番の方お願いします。

【7番】

皆さんの話を聞いて、私の事件は日数が意外に多かったのだと実感しました。私自身の仕事は、自分と同じ仕事を代わって片付けておける人数が多ければ大丈夫でしたが、役職とかがあったりして、代わりが絶対にいないという状況だったらまた別なのではないかと思えます。

私はたまたまその時期は運がよく、代わりの者が多かったので、休ませてもらえたのです。

【司会者】

そうすると、そうではなかったら10日は難しかったというのがあるわけですね。

【7番】

でも事情が事情で仕方がないので、同じ仕事をする人数があれば一応補充はきくので、大丈夫な状況でした。

【司会者】

御協力ありがとうございます。そういう方がたくさんいていただくと、裁判員制度の運用もすごく助かります。

内容的には強盗だから、殴ったり蹴ったりという場面も出てくる事件でしたが、精神的負担という点ではいかがですか。

【7番】

でも、例えば殺人とか、女性だったら婦女暴行だと、すごく怖いなど想像していましたが、けがの具合も後に残ってしまうものではない程度でしたので、被害者の方の精神的なものは分からないけれども、そんなにショックを受けるということはありませんでした。

【司会者】

ありがとうございます。

次に8番の方、御負担という意味ではいかがだったでしょうか。

【8番】

日程的には6日間でしたし、裁判は7月だったので、他の皆さんと一緒に仕事がそれほど忙しい時期ではなく、その辺の負担というのは特段なかったです。事件としては、判決の際に執行猶予を付けるか実刑にするかと、私的には少し微妙な判断が求められた裁判だという認識がありまして、そこは非常に心理的、精神的に負担だったことを覚えています。

【司会者】

判決宣告後もやはりいろいろ気になったりすることはありましたか。

【8番】

判決は出てしまったので、割り切るようにして引きずらないようにしました。判決としては結果的には妥当な判決を導けたのかなというのがありましたので、それほど引きずらなくて済みましたが、判決を出すまでは、皆さんと議論をしている中では悩みました。

【司会者】

ありがとうございます。

いろいろな事件で、いろいろな場面で、負担というのは形になって出てくると思っています。

それでは1番の方、事件の負担という意味ではどうでしたか。

【1番】

被告人たちが覚せい剤を運んでいるという認識がどれくらいあったかという点について、証拠として提出されたメールとかLINEを全部読みあげられましたが、どの文章がそれに当たるかというのが難しかったです。

あと、私は主婦をやっていて、プライベートの話ですけれども、家のことは何もできなかったという負担がありました。

また、殺人事件は写真とかいろいろ見るでしょうから、ああいうのは見たくないなど思っていました。証拠で覚せい剤を初めて見ましたが、テレビとかで見ると白

いのですけれども、実際に見たのは薄茶色で、気持ち悪いぐらいのにおいがしたのが印象的でした。

【司会者】

ありがとうございました。

それでは2番の方、お願いします。

【2番】

いわゆる生活上での負担ということだと、4日間ということでしたので、そういう面では仕事の調整などもできたのでよかったです。

私の感覚としては、仕方がないのしょうけれども、通知があってから公判までの間隔が比較的短いものですから、仕事を抱えていると既に予定が入ってしまって、近いところで、かつ、固まってということになると、かなり仕事との調整という部分では難しいのではないかなと思いました。頂いた資料の中で、集中した方がいいのか、それともばらけた方がいいのかというコメントがありましたけれども、ある程度回数が多いものであれば、少しばらせることによって先の調整がつきやすくなるし、固めてしまうと、多分だめな人が出てきてしまうのではないかなという気がしました。

したがって、私たちが実際にやったものは4日でしたので調整可能でしたけれども、そういう日数の多いものは、予定が近いだけに、ばらけた方がいいのかなというのはそのときに感じました。

それから、もう一つは、裁判所で見ると資料というのは分かりにくいイメージがあって、それがすごく不安だなと思っていたのですが、多分裁判員がいるからそういうふうにしたのだと思うのですけれども、検察官の方、弁護人の方から出てくる資料が図解であったりカラフルであったり、それに基づいての説明があったので、我々一般の人にも事件の内容なり主張なりがすごく分かりやすかったです。

あと、これは負担ではなかったのですけれども、先ほど少し出ていましたけれども、被告人が中国人だったので通訳がついていたのですが、長くしゃべっているの

に通訳の人はぼろぼろっと通訳されるので、これは全部言っていないのではないかという印象でした。

認否の争いがあるところではなかったもので、それほど大きな問題ではないのですが、通訳の言葉で我々は判断するので、少しあれというふうには感じました。

【司会者】

ありがとうございます。

通訳の問題も非常に興味深いところであります。通訳はなるべく正確に分かりやすく通訳していただけるようお願いしていて、それなりの経験がある方を見込んでやってはいるのですけれども、通訳の方といえども人がやることですから、少しうまくいかないということもあるかもしれません。そういうときは、我々が気付いたら裁判官から言うと思いますけれども、その通訳はこれで間違いはないですかと、その場で確認、あるいは法廷が終わった直後に確認することにしておりますので、それで裁判全体が勘違いしてしまうということはないと思いますし、ないように心がけております。

御負担という意味では最後になりましたが、3番の方、お願いします。

【3番】

私自身は退職していますので、特に日程的な負担はありませんでした。

裁判自体は覚せい剤の売人ということで、基本的には本人も認めていますし、罰金の額と刑期の二つを協議すればいいという比較的簡単なものでしたし、証拠の品も覚せい剤とか拳銃とかといったものでしたので、特に負担的なものはありませんでした。

審理につきましても、今までの過去の事例を挙げていただきまして、みんなで意見を出し合って、それを集約していただく形で罰金の額とか刑期を協議できたということで、そういう点でもすごくやりやすかったと思います。

【司会者】

ありがとうございました。

皆様の御経験された事件においていろいろ考え、あるいはスケジュールを合わせるために苦勞されたということは実際おありだと思いますし、我々もそういうことをしていただいで裁判員裁判ということで、本当に頭が下がる一方なのですけれども、事件の重みからして、すごく長い事件とかと比べれば、あるいはすごく重い事件と比べれば、まだやりやすかったということもおっしゃっていただいているのかと思います。

審理のスケジュールについて着目しますと、集中してやるのがいいのか、分散してやるのはどうかという話が、我々の中で話題に出ていまして、例えば5日間の審理をやる場合、5日間の審理というのは自白、認めている事件ではあまりなくて、何か言い分があって否認している事件で証人を3人とか4人とか調べる場合に、月曜日から金曜日まで審理するというのは結構あるのです。

審理としては5日、判決を含めて6日コースという、朝は10時から午後5時まで、こういう審理を集中型と呼んだとした場合、こんなにみっちりやったら大変ではないか、裁判員の皆さんはもう少し途中で休みがあるとか早く終わるといのがあった方が参加しやすいのではないかという意見もあるのです。

例えばここに休みを1日入れれば、当然このスケジュールでいくと判決の日は1日先になる。あるいは、5時までやらずに3時ぐらいで終えていくと、その分がずれ込んでいくわけです。

どちらが参加しやすいかというのは一概には言えないとは思いますが、どういう仕事をなさっているか、どういうスケジュールで動いていらっしゃるかによるので、御意見をいただければと思います。7番の方からお願いします。

【7番】

やはり普通の社会人だったら、雇われている側としては集中型がいいのではないかと思います。その方が事件の内容を覚えていられるし、たとえ1日会社に戻っても、その日は会社側としては必要かどうか分からないし、心理的に休むとかそんなことよりも、最低限の日数で終わらせていただいで、あとは自分のいつもの仕事

に戻れるという方が雇う会社側としても楽だとは思うのです。

【8番】

私も6日間ぐらいの裁判であれば、集中的にやっていただいた方が参加しやすいかなと思います。

ただ、先ほどもお話がありましたが、もっと長く10日とか2週間とかに及ぶようであれば、少し間を二、三日空けていただいた方が仕事の調整とかもつきやすいのではないかなと思います。

あと、裁判の日程というか、自分が裁判所に抽選で選ばれて、次の日からすぐ裁判ということなので、抽選で当たって次の日からという、当たるか当たらないかわからないのに、当たれば職場に明日から休みますと言うのはつらいです。そこは1日、2日なり、一定期間空けていただけると、職場に対して休むかどうかというのをお知らせしたり、手続も少しあるので、抽選で当たってから一定期間欲しいなというのは、個人的な感想です。

【司会者】

貴重な御意見をありがとうございます。

まず一般的にこれぐらいだったら集中型がよいということと、選任の日から審理の日まで何日おくか、続けて行うかという問題は常に考えてはおりまして、確かに選任されて翌日から審理となると、会社に明日からどうだということを、必ず当たるならやっておきますけれども、そうでもないのに急に決まってというと調整がすごく大変なのだろうと思ひまして、私も前の週に選任して翌週からやるという形をよくとります。

今はあまり見なくなりましたが、以前は裁判員裁判は選任の日に午後から審理するというのがよく行われていたのです。それを拝見していると、急に選ばれて帰れなくなって、家や職場に連絡するという大変な御苦勞をされているのを目の当たりにして、今、その方法をやっているところもあるかもしれませんが、なるべく急なのは調整がしにくいということで私はあまりやっていません。

ただ、選任から審理まであまり空いてしまうのも、その間にいろいろ御事情が変わるといふこともあり、補充裁判員は一定数しか選んでいませんので、今のようになっているといふことです。

まだ今後も検討していかなくてはいけないテーマなのですから、何とぞ御理解をいただければとお願い申し上げます。

それでは、1番の方をお願いします。

【1番】

7日間といっても実際には月、火、木、金、月、火、木と、水曜日休みで飛び飛びにあつたのです。やはり週の真ん中に息抜きの日があつた方が、家のこともできるので、そういう意味で分散型の方が自分としては楽でした。

【司会者】

私も裁判官に任官した当時は、裁判に慣れていてはなくて、一日法廷に入っているのはすごく疲れて大変だったのを覚えています。朝10時から始まって、3時ぐらいになるとくたくたになつて、5時までは法廷をやらないことが多いのですけれども、4時半とか4時台になると、ふらふらになつてしまうのです。

それで、裁判員の方はいきなり審理が始まって4時、5時近くまでやつた場合、それが5日連続で続くとなると大変かなと思ふ面もあるので、この分散型も必要かと思われまふ。

それでは、2番の方をお願いします。

【2番】

集中型、分散型で、それを1週間でやるか2週間でやるか、中日を設けるかどうかといふところについては、仕事の関係でいけばそう大きく変わらないです。どちらかといふと、決まっている予定を人に代わってもらわなければいけないといふ仕事なものですから、日にちはある程度分かっていますけれども、それに当選するかしないかといふのは最後の選任のところまでは分からず、そこまではアクションが起こせないのです、現実問題としては、この日はこの人に代わってもらつてといふと

ころの調整がなかなか難しいです。ある程度全体のものというのがあるのでしょうかから、それを1週間でやる、2週間でやるというところであれば、集中型でも分散型でもそのときのタイミングという感じになってしまうかなという気がします。

【3番】

四、五日で終わるぐらいのものなら集中型でいいと思うのですがけれども、8日とか10日とかということになると、特に複雑な事件の場合は相当厳しいと思いますので、中を空けたぐらいが、ある程度冷静に考える期間というのがあるのもいいのではないかなと思います。

【4番】

私は、会社の事業所の設備管理を担当しているのですがけれども、設備を点検とかに出したりする関係で業者さんとやりとりするなど人に任せられない仕事もあったので、できれば本当は分散型の方がいいのかなという感じもありました。

実際、裁判員の仕事を昼間にやって、夜、少し会社へ行ってメールチェックしたりいろいろやったりしていたので、少し空きがあるといいなというのは感じた部分もあります。

ただ、逆に人にある程度任せられる仕事をしているのであれば、四、五日程度だったら集中型の方がいいかなとか、女性の方とかで子育てをされている方だと、完全集中にしてしまうと家のことができないとか、いろいろな問題があるので、ケース・バイ・ケースかなという感じがしますね。

【司会者】

ありがとうございます。

確かにどのぐらいの審理期間のものをやるかにもよりますね。審理期間がものすごく長いものは、月曜日から金曜日まで毎週やるのはまず無理ですので、必ずやらない日というのを設けているとは思いますが。

裁判員制度導入前の裁判のやり方というのはすごく分散的で、1か月に1回か2回審理するというのが多かったのですが、裁判員制度導入とともに、皆様の御負担

をあまり長い期間にわたっておかけするのはよくないということで、なるべく集中審理，続けてやりましょうという発想で，あとは事案の中身，事件の性質とか皆さんの御都合等，あるいは証人の都合とかいろいろな都合も含めてスケジュールは決めさせていただいております。

5番の方は分散型と集中型どちらがいいですか。

【5番】

どうしても休めないときは補充裁判員の方にお手伝いしてもらえばいいので，私は集中型でいいのではないかと思います。

【6番】

私も集中型です。事案にもよるとは思いますが，私は雇われる身の仕事をしているものですから，上司からいつから出勤してくるのかと聞かれると，この日にはもう戻りますと言えるので，集中型でお願いしたいと思います。

【司会者】

ありがとうございます。

裁判員の方々に御意見を伺うと，割と今日と同じように集中型がやや優勢という感じの御意見をいただくことが多いですね。でも，分散型がいいとおっしゃる方も相当数いらっしゃるので，これは何か一つに決めなくてはいけないということではなくて，我々が事案の中身を見ながら，これはこのぐらいでできるだろうかと，よく考えていかなくてはいけない問題だと思います。

ここまでは，裁判のスケジュールについて概略を伺ったのですけれども，これからは裁判の中身はよく分かりましたかというストレートな話をお聞きしたいと思います。

裁判員制度導入と同時にビジュアルに訴えるものをなるべく使いましょうということで，書面は何でもかんでもずらっと書くのではなくて，色をつけて，太字とか矢印を使うなどして，一見して分かりやすいようにまとめましょう，内容的にはしゃべりましょうということになって，裁判のやり方も随分変わってきたなと思うと

ころです。

それで審理が分かりやすくなるかという点、まだ尋問の問題がございまして、証人や被告人への質問が、中身がよく分かるような的確な質問だったか、書類も検察官、弁護人が説明していたと思いますけれども、それが分かりやすかったか、何だか分からないまま裁判が進んでしまわなかったか、そうならないように我々、裁判官も説明したりいろいろ補充していくわけですが、お困りになったことがあるかないかというのをお聞きしたいのです。

そういう観点から、今度は5番の方からお願いします。審理の中身は分かりやすかったですか。

【5番】

覚せい剤の密輸事件で、審理の中で密輸した覚せい剤の量的な説明はあったのですが、末端価格でどのぐらいするものなのかなという点が気になりました。

【司会者】

それは検察官の立証で出てきていないですか。

【5番】

何万回使えるという回数については出てきましたが、金額については特になかったので、ネットで調べたら、約2億円ぐらいの末端価格ということで、すごいのだなと思っていたのです。

だから、金額にするとどれぐらいになるのだよと言っただけだと非常に分かりやすいなと思いました。

覚せい剤で捕まっている、末端で自分で使って捕まっている人はほぼ毎日テレビや新聞に出ていますけれども、そういう方々が使う覚せい剤がどういうルートで運ばれ、この量だとああいう末端の人にどれくらいのお金で行き渡るのかというのが少し疑問でした。

【司会者】

ありがとうございます。

5番の方の事件でどうだったかは分からないのですが、一般的に検察官はそういう立証はどうしていますか。

【西村検察官】

5番の方の事件でその説明、証拠がなかったということですが、もしかして弁護側から同意が得られなくて出せなかったということかもしれません。

基本的にはある程度の統計資料を使って立証しています。例えば国連のドラッグレポートという統計をもとに日本国内での末端価格というのを出して立証したりもしています。

あと、場合によっては関東近県での覚せい剤の売買の事案から平均的な末端価格を出して立証もやっているというのが実情になります。

【司会者】

ありがとうございます。

あとは個別の事案の事情もあるので、一概には申し上げられませんが、なるべく分かりやすくということで、関係があれば立証しているということです。ありがとうございました。

それでは、6番の方お願いします。

【6番】

検察官の最初の冒頭陳述は、パターンがあるのかすごく分かりやすかったです。

その次に弁護人の方のメモを読んでいたのですが、私の偏見かもしれないのですが、忙しい弁護士さんなのかなという感じで分かりにくい部分がありました。

その後、裁判官の方が全部説明してくれましたので、実際には分からないということは一切ありませんでした。

【司会者】

証人尋問とかはどうでしたか。

【6番】

質問に対する答えがかみ合わないところはあった気がします。

【司会者】

そういうときは、かみ合うまでまた質問していましたか。

【6番】

それで終わってしまうということはありませんね。これで終わりかみたいなのはありましたが、言いたい気持ちというのは伝わりました。

【司会者】

ありがとうございます。

7番の方、審理は分かりやすかったですか。

【7番】

私はお恥ずかしながら新聞とかも読まず、法の知識とかがないので、やはり専門用語とかで言葉が分からないことがあったらどうしようと思って参加させていただいたのですけれども、それでも裁判官の方、検察官の方、弁護人の方がそういう難しい言葉を使って分からないということはなく、それは言葉の使い方とか話す声の大きさとスピードというのが、皆さん、すごく考えられていたので、すごいなと感心しました。

ただ、法廷で分からないような説明や言葉遣いはなかったのですけれども、資料で4件の事件が少し似ていたりとか、いろいろとややこしかったので、周りを見てもメモをとらない人間がいなかったのも、紙の使い方としては右半面にメモをとるスペースを作ってくれたら、もっと分かりやすかったかなと思います。

また、尋問の際に質問があまりに早口だと処理できないことがありました。

【司会者】

弁護人は法廷での質問のスピードとかそういうものについて、どのように心がけていらっしゃるのか、気にしていらっしゃるというのはありますか。

【金城弁護士】

弁護士会でこういった裁判員対応としまして、定期的に実演をするような研修を

しております。当会には非常に刑事事件が多い、覚せい剤密輸事件が多いということもあって、かなり手慣れた弁護士が多いですから、そういった方々を講師にしたり、あるいは日弁連という東京の本部の方からも弁護士を呼んで日々努力をして研鑽をしています。その際に裁判長の質問からいたしますと、本当にゆっくりと分かりやすく、そこは心がけているつもりなのですが、どうしても熱が入ったりとか、あるいは証人尋問でいろいろな予期していない質問があったときに、どうやっていこうとか、そういったときには、私自身も含めまして、気が付くと早口だったなどということは否認しません。

今日の御発言を踏まえて、また持ち帰って生かしていきたいと思えます。

【司会者】

ありがとうございます。

検察官も同じようなトレーニングはされているのですか。

【森田検察官】

検察庁でも同じようにそういう実演といいますか、他の検察官の前でやって、いろいろ意見交換をしたりということがあります。

その中でもやはりどうしても緊張したり、あるいは力が入って速くなってしまうところとか、私自身も実際の法廷でそうなってしまうところもあるので、できる限りそうならないように気を付けながら心がけてやっているところであります。

【司会者】

話し方についていろいろとトレーニングをして臨まれているということは、我々も同じで、早口でしゃべらないようにと気を付けたり、裁判員裁判は結構大きい法廷を使いますので、発音も隅まで通るようにと心がけてはいるのですけれども、どうしてもうまくいかないこともありまして、これはずっと課題なのだろうと思っております。

では、8番の方お願いします。

【8番】

検察側、弁護側の資料は、私の担当した裁判では非常に見やすかったと思います。やりとりも非常に分かりやすかったという記憶です。

ただ、同じ被告人で当初、共謀した人も一緒に裁判をやっていたけれども、証言が合わないというので分かれて裁判になったということや、その被告人がまた別の罪で覚せい剤取締法違反か何かで事件を起こしていて、その裁判もやっているような状況で評議するとき、裁判官とか検察官、弁護人の方の持っている情報と、この裁判だけを担当した我々、裁判員の情報の差が少しあったかなという印象で、そこを少し補足して、共有化していただけていたらよかったかなと思います。

【司会者】

ありがとうございます。

8番の方の事件は関係者、共犯者が複数人いる事件で、それぞれの主張が違って、少し複雑な形になってしまったのですね。

我々としては他の人の裁判もやっているのですけれども、事件ごとの証拠ということで、もとのことは忘れて次に臨むという形でやりますので、確かにいろいろ裁判する中では差があるというか、そう思われてしまう面もあるかもしれませんね。

そこは証拠の原則というか被告人ごとというか、弁護人も各弁護人がそれぞれ、その証拠に基づいてその人のために主張しているだけで、その人単位というところはどうしても超えられないので、そう思われてしまうというのがあるのかもしれませんが。そこは裁判官がよく説明しないといけないところですので、そのように御理解いただければと思います。

では1番の方、お願いします。

【1番】

資料自体は検察側も弁護人側も分かりやすかったです。被告人二人が同時に裁判したのですが、よく聞き取れない感じで、何を言ったのだらうというところも結構ありました。

【司会者】

内容は難しくなく理解できましたか。

【1番】

分かりましたけれども、証拠品のLINEが全部画面に映し出されてそれを全部読まれると、どこがポイントなのか分かりませんでした。

【司会者】

その問題はすごく鋭い指摘だと思うのですが、最近、時代も進んで、メールのやりとりを被告人とかも仲間としているわけです。それが証拠になってくるので、大量のメールがわっと出てくると、どれが大事なのだから分からないという問題はあるのですね。

検察官はこういう点のメールの立証は通常どうされているのですか。

【西村検察官】

薬物の密輸事件は、確かにメールの証拠がよく出てきて、弁護側も出したいメールがあり、検察官も出したいメールがある。最近の審理は双方の出したいメールは客観的な情報である以上は全部出して、証拠の書類にはなっていると思います。

そこで、まず最初に検察官が取り調べるところなのですからけれども、やはり全部を読むのはとても無理なので、検察官として着目している何月何日、誰から誰にどういう内容がありますというのを説明して、検察官の証拠調べを終わるという形でやっているのが通常ではないかなと思っております。

【司会者】

この質問は弁護人側にもあり得るのですが、そういうメールはどう扱われていますか。

【金城弁護士】

おっしゃるようなものすごく膨大で、かつ、通訳の入る外国人のメールだと横に訳語もあって、それこそまさに情報量は2倍だと思うのです。

公判前整理という本番の審理の前にいろいろ整理をして詰めていく手続があるのですが、そのときに大体は検察官とすり合わせをして、両方ともにいないメール

はカットして、それでも、先ほど検察官からお話があったように、どうしても立場とといいますか、見てほしいところが違うものですから、そこはなるべく重ねる、でもそうでないところは御容赦いただくしかない。

ただ、読み方のときには、ラインマーカーを引いたり、検察官が言われたように日付で、今から何ページ目の何月何日の何時というところも少し最初に説明をして読み上げていくということは、双方やっていることだとは思いますが。

【司会者】

私もそういう認識で、調べる建前で法廷の画面には全部映すのですけれども、どこを説明していくかというのは臨機応変に分かりやすいようにやってもらっているというのが現状で、今後もそういうふうに心がけていきたいと思うので、御容赦いただければと思います。

貴重な御指摘ありがとうございます。

それでは、2番の方お願いします。

【2番】

資料等については、先ほど申し上げましたけれども、非常に分かりやすくよかったと思います。

私の事件の中で分かりにくいというのは、被告人が外国人だからという固有の問題でしょうけれども、情状証人として被告人のお姉さんが出てきて、当然通訳がいたのですけれども、その主張の内容が、弁護人が求めている主張というよりは、多分中には何となくうそがあるようなところがあって、非常に分かりにくかったなというのが印象に残っています。

【司会者】

その証拠の中身次第のところもあり、分かりにくい、分かりやすいが主張と証拠との関係でどの程度までできるかという問題と密接なので、いろいろな場合があり得るでしょうね。弁護士、その点いかがですか。

【金城弁護士】

外国人の被告人から、これをしてほしい、あれをしてほしいという要望というのはままあります。ただ、そうは言っても、実際に御家族の方が遠路はるばる日本まで来られるというのは本当に少なく、私の経験でも二人ぐらいしかいないのです。

その中で本当に来てくれるとなると、それをむげにはできなくて、事前に証人テストという形で分かりやすさも、内容には入りませんが、外国の方との意思疎通ということもあるのかもしれないし、通訳の相性というのは先ほど出ていましたね。そういった中で、少し不安を抱えながらも本番に臨まなければいけないということが時々あるということは否めないと思います。

その中で頑張っているのが弁護人ですので、御理解いただければと思います。

【司会者】

どうもありがとうございました。

それでは、3番の方いかがですか。

【3番】

私は覚せい剤の売買ということで、被告人自体が事実を認めているということもあり、日本人ということもありまして、ものすごく内容が単純な形になっています。

そういうことで、資料的にも落ち着いていますし、検察官の冒頭陳述や証人尋問でも方向性がはっきり示されていますので、内容的には簡単だったし分かりやすくよかったと思っています。

【司会者】

ありがとうございました。

それでは4番の方、最後になりましたけれども、分かりやすい裁判という点ではどうでしたか。

【4番】

私が担当させていただいた裁判ですと、検察官から出ていた資料はパワーポイントか何かにもとめられていて、カラフルで重点を置いたところが非常に分かりやすくよかったのですが、弁護人側の資料は結構ずらずらと書いてあるような状態で、

どこに重点を置きたいのかというのがいまいち分かりにくいというのが難点でした。

あとは、裁判をやっているときに、専門的な用語が結構出て、分かりにくいところは、裁判長からいろいろ説明していただいたという部分がありました。

【司会者】

ありがとうございます。

昔の裁判だと随分難しい言葉をいっぱい使ったのですが、今は裁判員になりましたので、そんなに難しい言葉は検察官、弁護士、我々も使わないようにはしているのですけれども、どうしても出てしまうというのがあるのですかね。

私などは、しかるべくとは何ですかと聞かれたことがあるのですよ。ふだん使っていて疑問に思わないですけれども、言われると、確かに日常用語では言わないなと、そういう言葉が結構あるのだろうとは思っています。

そういうところは裁判員制度が始まって8年も経ちますから、もっと改善していなくてはいけないところです。今後の課題の一つであると思いますので、御指摘どうもありがとうございました。

それで、今日の話題の一つは精神的負担なのですけれども、割とよく話題に出る殺人事件とかで御遺体の写真などがあつたら、皆さんはどうですか。実際の経験は今回されていないのですけれども、これはお伺いしておきたいのです。

殺人事件で、御遺体もいろいろありますが、刃物で刺した血がはっきり見えるような御遺体の写真が証拠でもし出てきたら、率直に言っていただいているのですけれども、全然何ともありませんよとおっしゃるか、すごく気になってしまおうとおっしゃるかを聞いておきたいので、1番の方からお願いします。

【1番】

例えば凶器とかでしたら、血の付いた包丁でも証拠として出されたら見ますけれども、遺体の方は顔まで見えてしまって夢に出そうなので、見たくないですね。

【2番】

テレビではサスペンスドラマが好きで、ドラマの中ではそういった場面が出てき

て、それに対しては特に目をそらすことはありませんが、実際に自分が担当する事件の中身に入って行って、そういうところを見るとというのは、多分全く別の感覚になってくると思うので、基本的にはあまり接したくないというのが正直な結論です。

【3番】

私は今まで首つりとか幾つか実際に発見したこともあったので、ある程度は見ても仕方がないなと思うのですけれども、御遺体でもひどいのは避けていいのではないかなという気がします。

【4番】

ものによってですけれども、ドラマとかを見ている分には別にいいのでしょうかけれども、実際にとなったときには、できれば見たくないなというのがありますね。

あと、心理的な部分で、裁判を受ける側のケアとか、その辺も考えないといけな
いのかなと思います。

【5番】

殺人事件の遺体を見るのは夢の中に出てくるのではないかと思いますから、ちょっとプレッシャーがかかり過ぎるかなと思うので本当は見たくないですね。

【6番】

私も同意見で、義務ですから見てくださいと言われれば仕方ないのですが、自由ですよと言われたらショックが大きそうなので見ません。

【7番】

私は逆で、プライベートでホラーとかが大嫌いなので見ないのですけれども、裁判員として判決を下すということにおいては事実は事実として見たいし、何が行われたかというものも証拠はできるだけ見たいという考え方なので、多少ショックで負担があっても私は見たいです。

【8番】

私も担当する裁判が殺人事件ではなくてよかったなと思ったくちなので、できれば見たくないなという思いはありますけれども、7番の方と同じで、実際に担当す

る裁判で証拠となれば、見ざるを得ないかなというの思います。

【司会者】

ありがとうございます。

いろいろな御感想、御意見があると思います。

なるべく精神的負担になるような可能性のある証拠については、必要性をよく吟味いたしまして、必要でやむを得ないものについては調べるけれども、それ以外は調べないという基本的な考え方で運用されています。

本当に必要となったとき調べる場合でも、写真は白黒にしたり、あるいは図で代替したり、いろいろな方法を尽くしまして、そうやってくると御遺体の写真などショックなものを調べるという場面はかなり減っているのではないかと、裁判所の運用としてはそういう傾向にあると思います。

そのように心理的御負担を減らすということに配慮しているのですけれども、それでも御指摘がありましたように、証拠である以上は正しく見なければいけないという要請も別途ありますので、その点は大変難しいところなのです。

こういう質問をさせていただいて、皆さんはどうお答えになるのかなと、初めてやってみたのですけれども、なるほどと思いますので、今後、我々も検察官、弁護人も含めて考えていかななくてはいけない問題だと思います。

精神的負担というのはどんな事件でも生じ得ることがあります。それで、特にやはり人が亡くなった事件などではかなり中身が重いのですので、メンタルヘルスという問題もございます。

御承知のとおり、裁判所もメンタルヘルスのサポート窓口というのを設けておりまして、いつでもインターネットでも電話でも相談できる、そういうものがありますので、もしもそういう負担になってしまったらということで対処はできるのですけれども、それ以前にそういう負担をなるべく減らすということでやっております。貴重な御意見をどうもありがとうございました。

最後に、今回、裁判員裁判に参加させていただいて、今日の会にも出席していただ

いて、全体的なまとめの感想と今後裁判員になられる方へのメッセージを何か頂ければと思います。

【1番】

裁判員はもっと公平にみんながやった方がいいと思います。私の近所の人でもやりたいという人は結構いましたので、そういう人たちにどんどん当てて、やってもらいたいです。

【2番】

私は裁判員制度に参加して、裁判員の位置付けが一般の人を入れてあげるよみたいな少しお客様のなところとか、または知ってもらおうというところかなと思っていたのですが、実際に入ってみて、裁判員の意見というのも裁判官の方々が本当に聞いてくれました。

あと非常にうれしかったのは、判決原稿ができて、でもここはこういう表現の方がいいのではないですかというお話をしたら、判決の直前に全部直して入れ替えてくれました。そういった意味で裁判員が、私の感覚としては多少お客さんのイメージを持っていたのですが、本当に実際に参加して自分の意見が言えるということで非常によかったと思っています。

それで、周りの人にもいろいろ話を聞きますと、最初は嫌だったけれども、やってみてよかったという人がほとんどでした。そういったことから、是非一度は経験してほしいなと思います。

【3番】

私は裁判員裁判を通じて今までの人生の中で経験したことのない貴重な経験をさせてもらったと思っています。

ですから、これからの人にも是非積極的に参加してもらえたらと思います。

【4番】

私も最初、やる前まではやりたくないなというのもあったのですが、実際にやってみて、やってよかったというのが正直な感想です。なので、これからやら

れる方には、あまり後ろ向きに考えないで、前向きにどんどん積極的に参加してほしいなという感じですね。

【5番】

私も同じで、もし裁判員の通知が来たら必ず参加してくれよということで、あらゆる会合で話しております。

【6番】

私も無関心な事件であっても裁判の流れを体験できたことで未知の世界を知る機会を得たということと、同じ裁判員でも見ず知らずの方々の考え方の違いを知るとい、人生の中で非常に有意義な機会を得られましたので、メッセージとしては是非参加していただければと思います。

【7番】

私も参加するに当たって不安だったことは、何も分からないまま、意見が何も言えないまま、進んでしまうとかだったらどうしようと思ったのですけれども、そんなことはなくてケアがすごくされていますので、是非裁判員裁判に参加してもらいたいと思います。そうでないと裁判員制度が回っていかないと思います。

【8番】

皆さんがおっしゃるとおり、私にとっても貴重な経験でしたので、是非皆さんに前向きに参加していただければと思います。

やはりいろいろな視点で意見を出し合った方が、よりいい判決が出るのではないかと思います。

裁判員裁判というのを経験して、非常にいい制度なのではないかと思いましたが、一人で判決を出すわけではなく、皆さんの意見を出し合っということなので、一人で抱え込む必要もありませんし、負担も感じ過ぎずに前向きに参加していただけたらいいのではないかなと思います。

【司会者】

ありがとうございました。皆様に大変温かい言葉をいただきまして、裁判所とし

てもうれしく思っております。

検察官から一言お願いします。

【西村検察官】

最後の皆さんの感想を聞かせていただいて、参加してよかった、役立った、他の人にも参加してもらいたいという意識を強くするうれしい感想が述べられまして、検察官も一般の方にできるだけ分かりやすい立証、そしてそれによって適正な判断がいただけるように頑張っていきたいと思っております。

【司会者】

ありがとうございました。弁護士もお願いします。

【金城弁護士】

今日は参加させていただきましてありがとうございました。

皆さんの貴重な意見を叱咤激励と前向きに受けとめて、持ち帰って、弁護人としてはさらなる精進に努めたいと思いますので、参加して本当に有意義でした。ありがとうございました。

【司会者】

貴重なお時間をいただいて意見交換会をさせていただきました。我々も皆様の温かい言葉を忘れないようにして、裁判員裁判のために努力していきます。今後とも裁判員制度に御理解、御協力いただきますようお願いいたします。どうもありがとうございました。